

群馬県及び埼玉県ドクターへリ広域連携に係る基本協定

(趣旨)

第1条 この協定は、群馬県及び埼玉県（以下「2県」という。）において、広域的な連携体制の構築による救急医療体制の充実を図るため、2県が運用するドクターへリの相互利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施体制)

第2条 この協定に定める事項は、2県と前橋赤十字病院及び埼玉医科大学総合医療センター（以下「基地病院」という。）と運航業務受託者とが、良好な協力関係の下に実施するものとする。

(出動要請)

第3条 各県は、次のいずれかに該当する場合に、他県のドクターへリの出動を要請することができるものとする。

- (1) 重複要請により自県のドクターへリが出動できないとき。
- (2) 多数の傷病者が発生し自県のドクターへリのみでは対応できないとき。
- (3) その他、気象条件等のやむを得ない事情により自県ドクターへリが出動できないとき。

(出 動)

第4条 前条の規定により出動の要請を受けた基地病院は、自県ドクターへリの運航に支障のない限り出動するものとする。

(出動対象地域)

第5条 相互利用の試行に係るドクターへリの出動対象地域は、別に定める。

(費用負担)

第6条 この覚書に基づくドクターへリの出動に係る費用は、当分の間、出動する側の負担とする。ただし、今後の運航実績等により、見直しの必要が生じた場合は、2県及び基地病院が協議して定めるものとする。

(事故等への対処)

第7条 ドクターへリの運航に起因する事故については、運航業務受託者、基地病院及び関係県の責任において対処するものとする。

(委任)

第8条 上記に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、2県及び基地病院が協議して別に定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は平成31年4月1日からその効力を有する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、4者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月29日

群馬県知事 大澤 正明

埼玉県知事 上田 清司

前橋赤十字病院
院長 中野 実

埼玉医科大学総合医療センター
病院長 堤 晴彦

群馬県及び埼玉県ドクターへリ広域連携に係る基本協定実施細目

この実施細目は、「群馬県及び埼玉県ドクターへリ広域連携に係る基本協定」（以下「協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（出動要請基準）

第1条 次条に定める出動対象地域を管轄する消防機関は、自県の運航要領等に定める出動要請基準に合致する救急患者が発生した場合であって、協定第3条の規定に該当するときには、他県のドクターへリの出動を要請することができるものとする。ただし、出動要請基準が異なる場合には、出動するドクターへリの基準を優先して出動の可否を判断する。また、協定第3条第2号の規定により出動を要請するときは、自県のドクターへリ搭乗医師の意見を聞くものとする。

（出動対象地域）

第2条 協定第5条のドクターへリの出動対象地域は、別表に掲げる地域とする。

（運航時間）

第3条 他県のドクターへリの出動を要請することができる時間は、2県のドクターへリの運航要領等に定めた次表に掲げる両県の運航時間内とする。ただし、他県の運航時間外の要請であっても基地病院が必要と判断した場合には、出動できるものとする。

県名	運航開始時間	運航終了時間
群馬県	8時45分	18時若しくは日没30分前のいずれか早い方
埼玉県	8時30分	日没30分前

（運用方法）

第4条 他県のドクターへリの運用方法は、別に定める。

（運航調整委員会への参加）

第5条 2県及び基地病院は、各県で設置する運航調整委員会に出席できるものとする。

（連絡会議等）

第6条 協定に基づきドクターへリの運航が円滑に行われるよう、関係機関の調整を行うため連絡会議等を設置するものとする。

- 2 連絡会議等は、2県、基地病院及び運航業務受託者で構成するものとする。
- 3 連絡会議等は、構成機関の申出により随時開催できるものとする。

（苦情等の処理）

第7条 協定の実施に関する苦情等の申出については、ドクターへリを要請した消防機関が属する県において受け付けるものとする。

2 前項において受け付けた苦情に対しては、各関係機関において、迅速かつ適切に処理するものとする。

(協議)

第8条 この実施細目に定めるもののほか、協定に基づくドクターへリの運航に必要な事項は、2県及び基地病院が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この実施細目は平成31年4月1日からその効力を有する。
- 2 この実施細目の締結を証するため、本書4通を作成し、4者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月29日

群馬県知事 大澤 正明

埼玉県知事 上田 清司

前橋赤十字病院
院長 中野 実

埼玉医科大学総合医療センター
病院長 堤 晴彦

別表（第2条） 出動対象地域

県名	出動要請可能消防本部		出動対象地域
	所属県名	消防本部名	
群馬県	埼玉県	熊谷市消防本部	全域
		行田市消防本部	全域
		羽生市消防本部	全域
		深谷市消防本部	全域
		秩父消防本部	全域
		児玉郡市広域消防本部	全域
		比企広域消防本部	全域
		埼玉県央広域消防本部	全域
		西入間広域消防組合消防本部	全域
埼玉県	群馬県	伊勢崎市消防本部	全域
		太田市消防本部	全域
		館林地区消防組合消防本部	全域
		多野藤岡広域消防本部	全域